

ヨークいわきスタジアム照明LED化業務委託に  
係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年11月27日

いわき市 都市建設部 公園緑地課

## 目 次

|                |                     |    |
|----------------|---------------------|----|
| 1              | 実施要領の定義             | 1  |
| 2              | 本業務の概要              | 1  |
| 3              | 参加資格要件              | 2  |
| 4              | 候補者の審査及び評価基準        | 3  |
| 5              | 募集、審査に係るスケジュール（予定）  | 4  |
| 6              | 参加申込に関する書類の提出       | 5  |
| 7              | 企画提案書及び見積書の提出       | 6  |
| 8              | 参加資格確認審査及び企画提案審査の実施 | 7  |
| 9              | 失格要件                | 8  |
| 10             | 関係資料                | 8  |
| 11             | 契約の締結               | 9  |
| 12             | その他                 | 9  |
| 13             | お問い合わせ先             | 10 |
| 別紙 1 評価項目及び配点表 |                     | 11 |

## 1 実施要領の定義

本実施要領（以下「本要領」という。）は、21 世紀の森公園ヨークいわきスタジアム照明設備をＬＥＤ化するための設計・施工を一括して実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、企画提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるもの。

## 2 本業務の概要

### (1) 業務名

ヨークいわきスタジアム照明ＬＥＤ化業務委託

### (2) 業務場所

福島県いわき市常磐湯本町上浅貝 110-30（ヨークいわきスタジアム内）

### (3) 選定方法

いわき市職員で構成するヨークいわきスタジアム照明ＬＥＤ化業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下：審査委員会）で選定する。

### (4) 業務目的

ヨークいわきスタジアムは、平成 6 年の竣工以来、野球のすばらしさを実感できる身近な施設として、スポーツ少年団、中学校、高等学校及び大学の部活動、また社会人やシニアなど、多くの方々に活用されてきた。

しかし、現在は施設全体で老朽化が進んでおり、とりわけ照明設備についてはメタルハイドランプ等が主であり、一部で不点灯が発生しているほか、当該ランプの製造がすでに終了しており、補修や交換が困難な状況となっている。また、点灯および再点灯に時間を要することも利用者の不便となっている。

さらに、近年、各種大会等で夜間利用の機会が増加しているほか、環境負荷の低減等も求められている。

このため、より良好な照明環境の提供に向けて、省エネルギー性に優れ、かつ長寿命のＬＥＤ照明設備への改修を実施するものである。

### (5) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(6) 履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 10 月末を目途とする。詳細は別途協議する。  
なお、令和 8 年 5 月 19 日に、照明設備を含めた施設利用が見込まれていることから、当日は既存照明が利用可能な状態にすること。

(7) 提案上限額

本業務に係る提案上限価格は、410,000 千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）とする。なお、最低制限価格は設定しない。また、契約後に発生した必要経費については、当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）の負担とする。

(8) その他

本業務は、令和 7 年 12 月補正予算の成立が前提となるため、予算成立状況によっては業務内容の変更または業務自体を中止とする場合がある。

### 3 参加資格要件

本公募型プロポーザルの参加希望者は、評価基準日（参加表明書の提出期限の日）において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、共同企業体の場合は、代表法人及び構成員の全員が全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (3) いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和 52 年 3 月 28 日制定。以下「指名競争入札参加者要綱」という。）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと、また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

(7) 次の①、②のいずれかの要件を満たし、かつ、電気工事業に係る建設業法第7条第2号ハに規定する資格を有し、常勤で3ヵ月以上の雇用関係にある者を監理技術者又は主任技術者として専任で配置できること。

① 令和7年度いわき市入札参加有資格者名簿（建設工事の部）の登録工種「電気工事」において、格付区分「A」の者であること。

② 過去10年間（平成27年度～令和6年度）に、国内において元請事業者としてLED照明設備（球技用スタジアム、陸上競技場、野球場等の観客席を有する屋外体育施設の設備）を新設、又は更新の施工実績を有していること。

#### 4 候補者の審査及び評価基準

本公募型プロポーザルの審査及び評価は、審査委員会が次のとおり行う。

##### (1) 参加資格確認

参加者から提出された参加申込書を基に、上述の参加資格要件を全て満たしているか否かを確認し、参加者全員に確認結果を「参加表明書」（様式2-1）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで送付する。

##### (2) 企画提案書審査

提出された企画提案書及び見積書を基に、必要に応じてヒアリング等を行い、契約候補者1者及び次点候補者1者を選定する。

##### (3) 評価基準

提案書及び見積書の評価項目、判断基準及び配点は、別紙1「評価項目及び配点表」のとおりである。

##### (4) 候補者の選定

評価基準に基づき審査委員会が評価点を算出し、最低基準（6割）以上の評価点を得た者の中から最も高い評価点を獲得した提案者を契約候補者とする。

併せて、評価点の順位に基づき次点候補者として選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、最低基準以上の評価点を得た場合に、その提案者を契約候補者とする。

##### (5) 審査結果の通知

本プロポーザルの参加希望者から提出された書類について、審査委員会で審査を行い、結果を「参加表明書」（様式2-1）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで送付する。

## 5 募集、審査に係るスケジュール（予定）

|                                  |                                  |
|----------------------------------|----------------------------------|
| (1) 本要領等の公表                      | 令和7年11月27日(木)                    |
| (2) 本要領等に関する質問書受付開始              | 令和7年11月27日(木)                    |
| (3) 参加申込書受付開始                    | 令和7年12月8日(月)                     |
| (4) 実施要領等に関する質問書受付終了             | 令和7年12月5日(金)                     |
| (5) 実施要領等に関する質問書への回答期限           | 令和7年12月10日(水)                    |
| (6) 参加申込書等提出期限                   | 令和7年12月15日(月)                    |
| (7) 参加申込結果通知・企画提案書提出要請           | 令和7年12月18日(木)                    |
| (8) 企画提案書の提出・質問書受付開始             | 令和7年12月19日(金)                    |
| (9) 企画提案書に関する質問受付終了              | 令和8年1月8日(木)                      |
| (10) 企画提案書に関する質問への回答期限           | 令和8年1月13日(火)                     |
| (11) 企画提案書提出期限                   | 令和8年1月16日(金)                     |
| (12) 提案審査（プレゼンテーション、必要に応じてヒアリング） | 令和8年1月21日(水)から<br>令和8年1月22日(木)まで |
| (13) 審査結果通知及び審査結果公表              | 令和8年1月26日(月)                     |
| (14) 仮契約締結                       | 令和8年2月5日(木)                      |
| (15) 本契約締結                       | 令和8年3月中旬                         |

## 6 参加申込みに関する書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び参加資格が確認できる書類（以下「参加申込書等」という）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年12月15日（月） 午後5時まで
- (2) 提出先 「13 お問い合わせ先（事務局）」のとおり。（以下：事務局）
- (3) 提出方法 持参（土、日、祝日を除く。）または郵送
- (4) 提出書類

- ① 参加表明書（様式2-1又は様式2-2）
- ② 資格審査申請書（様式3）
- ③ 業務実績調書（様式4）
- ④ 会社概要書（様式5）
- ⑤ 業務実施体制表（様式6）
- ⑥ 同意書（様式7）
- ⑦ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ⑧ 国税の納税証明書
- ⑨ 市税の納税証明書（市内に事業所等がある事業者のみ）
- ⑩ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書）

※提出書類の押印箇所には、会社印を押印すること。

※法人登記簿謄本及び納税証明書については、3か月以内に発行されたものであること。

※財務諸表については、直近のものであること。

※令和7年度いわき市入札参加有資格者名簿（建設工事の部）に登録されている場合は、⑦～⑩を省略することができる。

- (5) 提出部数 2部（正本1部、副本1部）
- (6) 資料の配布方法

いわき市公式ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1751594136349/index.html>

(7) 質問書の提出及び回答について

① 質問書の提出方

参加申込に係る質問事項がある場合は、令和7年12月5日(金)正午までに、事務局あてに質問書(様式14)を電子メールまたはファックスで提出すること。

なお、送信後は電話等で受取確認をすること。

② 質問書に対する回答方法

参加申込に係る質問書に対する回答は、一括してとりまとめを行った後、令和7年12月10日から12月15日までの間、事務局ホームページに掲載する。

## 7 企画提案書及び見積書の提出

企画提案書等関連書類の提出を要請された者は、次により企画提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年1月16日(金) 午後5時まで

(2) 提出先 事務局

(3) 提出方法 持参(土、日、祝日を除く。)または郵送  
(提出期限日までに到着したものまで有効。)

(4) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。なお、業務概要や仕様確認書、提案確認書及び添付書類等に、事業者(法人)の名称等を記載しないこと。

また、事業者(法人)が特定可能となるような商品名等についても表記をしないこと。

① 企画提案書(様式8)

② 業務概要(様式9)

③ 仕様確認書(様式10)

④ 基本要件確認書(様式11)

⑤ 業務スケジュール(様式12)

⑥ 見積書(様式13)

(5) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)



(6) 質問書の提出及び回答について

① 質問書の提出方法

企画提案に係る質問事項がある場合は、令和8年1月8日(木)正午までに、事務局あてに質問書(様式14)を電子メールまたはファックスで提出すること。なお、送信後は電話等で受取確認をすること。

② 質問書の提出方法

企画提案に係る質問書に対する回答書は、一括してとりまとめを行った後、令和8年1月13日から1月16日までの間、事務局ホームページに掲載する。

(7) 提出書類の作成要領

① 提出書類は、特に記載がない場合以外は定められた様式を使用して作成すること。なお、様式に記載が困難な内容について、任意の書類を添付することは差し支えない。

② 提出書類はA4版若しくはA3版横とし、A3版はA4版に折り込むこと。

## 8 参加資格確認審査及び企画提案審査の実施

各種、提出資料等については、審査委員会において、審査基準に基づき公正に審査する。

(1) 審査方法及び結果の通知

審査については、審査の公平性を保つ観点から、参加希望者や企画提案者の事業者(法人)名が審査委員にわからないよう配慮して行う。

審査により選定された者に対して、書面によりその旨を通知するとともに、企画提案書の提出を要請する。選定されなかった者に対しても、書面によりその旨を通知する。(令和8年1月30日(金)の予定。)

(2) 非選定理由の説明

① 参加資格確認審査及び企画提案審査に選定されなかった者は、結果の通知をした日の翌日から14日以内に、書面により非選定理由の説明を求めることができる。提出先は事務局とし、持参若しくは郵送にて午前9時から午後5時までに提出すること。

② 回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から7日以内(土、日、祝日を除く。)に書面により行う。

(3) プレゼンテーションの実施について

① 日時

令和8年1月21日(水)から令和8年1月22日(木)までにプレゼンテーションの開催を予定している。(詳細は後日通知)

## ② 実施方法

プレゼンテーションの時間は、20 分以内とする（質疑応答時間は別途設ける）。

企画提案書に記載のない内容や新たな資料を用いての説明は認めない。なお、審査基準に基づき、提出された企画提案書及び見積書をもとに、審査員が必要と判断した場合には、ヒアリングを行う。

## ③ プレゼンテーションへの出席者

本業務を担当予定の総括責任者は必ず出席するものとし、出席人数は4名以内とする。なお、プレゼンテーションは、総括責任者または業務担当者が行うものとする。

## 9 失格要件

次の各号のいずれかに該当する場合、企画提案書及び見積書を無効とする。

- (1) 提出者が上記3に定める参加資格を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の企画提案書及び見積書を提出した場合。
- (3) 企画提案書及び見積書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。  
なお、提出期限の日までに企画提案書及び見積書が到着しないことを理由に企画提案書を無効とした場合、特定記録郵便又は簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- (4) 企画提案書及び見積書の様式及び本要領に示された条件（評価項目を0点とするなどの無効以外の取扱いが示されている条件を除く。）に適合しない場合。
- (5) 企画提案書その他の一切の書類中に虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 審査委員又は関係者（21世紀の森公園の指定管理者である（一財）いわき市公園緑地観光公社を含む。）に企画提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。

## 10 関係資料

既存施設の完成図面等の資料については、事務局より CD-R にて提供することとする。提供を希望する場合は、事前に事務局に連絡し、受付を行うこと。また、CD-R 受領の際は、守秘義務誓約書（様式1）を提出すること。

### (1) 提供可能な資料

- ① いわき市 21 世紀の森公園野球場建築工事 完成図
- ② いわき市 21 世紀の森公園野球場夜間照明設置工事 完成図

(2) 提供期間

令和 7 年 11 月 27 日(木)から令和 8 年 1 月 16 日(金) (土、日、祝日を除く。) 午前 9 時から午後 4 時まで。

(3) 注意事項

提供資料は、本プロポーザルの技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。また、提供された CD-R は、情報漏洩のないように適切に廃棄すること。

## 1 1 契約の締結

(1) 契約の締結方法

本市と契約候補者との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約により、本業務の仮契約を締結する。(令和 8 年 2 月 5 日 (木) 予定)

また、契約候補者と協議が整わない場合にあっては、次点候補者と協議のうえ、仮契約を締結する。

なお、契約候補者及び次点の決定から仮契約締結までの間に、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づいて本市が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合又は「3 参加資格要件」に合致しないこととなった場合には、仮契約を締結しないこととする。

本契約は、市議会で議決を得るまでの期間は仮契約とし、市議会で可決された日から効力が生じる。(令和 8 年 3 月中旬予定)

なお、市議会で可決されない場合は、仮契約は無効となるが、市は損害賠償の責は負わないものとする。

(2) 契約書の作成

仮契約書は 2 通作成し、記名・押印の上、本市及び受託者の双方が各 1 通を保有する。契約金額は、消費税を内書で記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

## 1 2 その他

(1) 提出書類の返却は行わない。また、当該プロポーザルへの参加に係る費用は、すべて提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、参加表明書等の確認や企画提案書及び見積書の審査以外に使用しない。

- (3) 提出書類は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非開示とするが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、参加表明書等、企画提案書及び見積書の写しを使用することができるものとする。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている材料、施工方法等を提出書類の作成に使用することにより生ずる責任は、提出者が負うものとする。
- (5) 原則として、参加表明書等、企画提案書及び見積書の提出後、それぞれの確認、審査が終了するまでの間は、参加表明書等、企画提案書及び見積書に記載された内容の変更は認めない。
- (6) 企画提案書の作成のために事務局から受領した資料は、一切、公表及び他の業務に使用することはできない。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、企画提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがある。
- (8) 契約締結者が、提出した企画提案書に基づく本業務の履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約の解除、違約金の請求の措置を行う場合がある。
- (9) 業務箇所は、一般の公園利用の範囲内で随時確認することができる。

### 1 3 お問い合わせ先（事務局）

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地  
いわき市都市建設部公園緑地課（担当：室井、坂本）  
TEL：0246-22-7518（直通） FAX：0246-22-7568  
E-mail：koenryokuchi@city.iwaki.lg.jp

# 別紙 1 評価項目及び配点表

| 項 目        | 評価のポイント                                | 配点  |
|------------|----------------------------------------|-----|
| 設計・施工体制    | ・実施体制が適切に確保されているか。                     | 5   |
|            | ・市内業者を活用しているか。                         | 5   |
|            | ・履行期間を遵守可能な工程管理となっているか。                | 10  |
| 小計         |                                        | 20  |
| 機器仕様及び機能拡張 | ・照明設備の仕様、規格                            | 15  |
|            | ・耐久性、耐候性、メンテナンス性等を十分有しているか。            | 15  |
|            | ・幅広い利用を想定した提案があるか。                     | 5   |
| 小計         |                                        | 35  |
| 維持管理       | ・保守メンテナンス及び緊急時での体制が構築されているか。           | 15  |
|            | ・維持管理費（消費電力量、定期点検費、部品交換費等）の経済性は適切であるか。 | 15  |
|            | ・機器の無償修理保証期間及び設備全体の耐用年数は何年か。           | 15  |
| 小計         |                                        | 45  |
| プレゼンテーション  | ・業務担当者から当該業務に対する熱意が感じられるか。             | 5   |
| 自由提案       | ・その他創意工夫、効果を高める提案等はあるか。                | 15  |
| 提案価格       | ・（価格点）＝（提案者内での最低価格／提案価格）×10 点          | 10  |
| 合 計        |                                        | 130 |

〔採点基準表〕 ※評価の目安は下表のとおりとし、評価項目ごとに配点された点数の中で評価する。

| 配点   | 大いに<br>優れている | 優れている | やや<br>優れている | 普通 | やや<br>劣っている | 評価無し |
|------|--------------|-------|-------------|----|-------------|------|
| 15 点 | 15           | 11    | 8           | 5  | 2           | 0    |
| 10 点 | 10           | 7     | 5           | 3  | 1           | 0    |
| 5 点  | 5            | 4     | 3           | 2  | 1           | 0    |